

第 5 0 号議案

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を
改正する規則

上記の議案を提出します。

令和 7 年（ 2 0 2 5 年） 8 月 2 9 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、育児部分休業の日単位での取得が可能となることに伴い、関連する規則の改正を行う必要がある。

中野区教育委員会規則第 12 号

中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則等の一部を改正する規則

(中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改正)

第 1 条 中野区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 11 号」を「から第 12 号まで」に改め、同項中第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

(中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正)

第 2 条 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成 12 年中野区教育委員会規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「及び第 11 号」を「から第 12 号まで」に、「第 15 号」を「第 16 号」に改め、同項中第 19 号を第 20 号とし、第 12 号から第 18 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第 5 条第 5 項中「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第 6 項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「ついて

は、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改める。

第5条第7項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則の一部改正）

第3条 中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「2分の1日」の次に「とし、第8号に掲げる期間にあっては3分の1日」を加え、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第5条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正）

第4条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第11号」を「第8号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第12号」に改め、「（1日」の次に「（第8号に掲げる期間にあっては3分の2日）」を加え、同項中第15号を第16号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第5条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第4項中「介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「については、」の次に「それぞれ」を加え、「合計した時間」を「それぞれ合計した時間」に改め、同条第5項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。